

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	三
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(水産業振興課)	五
○企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程		六
○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		六
○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則		六
○証票の無効		七
○公開口頭審理の開催		七

告 示

○包括外部監査結果に関する報告の公表

○宮城県告示第四百二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇三七二	かなん 石巻市和刺字箕入前 一番一号	就労継続支援B型	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十一年四月一日
○四一〇五〇〇二七六	ワークショップひまわり 気仙沼市赤岩牧沢三 十八番二号	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人 洗心会	平成二十一年四月一日
○四一二二〇〇〇五八	若葉園 登米市東和町米川字 西綱木二十三番地十 六	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	社会福祉法人 恵泉会	平成二十一年四月一日
○四一二二〇〇三三〇	すてつぷ 登米市石越町南郷字 小谷地前一番一号	就労移行支援 就労継続支援B型	医療法人財団 姉齒松風会	平成二十一年四月一日
○四一二二〇〇三四八	登米市社協豊里福祉 作業所工房なかま 登米市豊里町新町九 番地九	就労継続支援B型	社会福祉法人 社協豊里会	平成二十一年四月一日
○四一一三〇〇二四七	NPOステップアップ 栗原市築館字上高森 四十九番四号	就労継続支援B型	特定非営利活動法人 障害者就労支援センター	平成二十一年四月一日
○四一一三〇〇二五四	ふくし工房かつらつ 栗原市高清水新桂葉 二百七十八番地二	生活介護 自立訓練（機能訓練）	社会福祉法人 豊明会	平成二十一年四月一日

〇四一五〇〇四一六	すずかけの里 大崎市田尻字町浦二 十二番	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人 おおさきさく ら福祉会	平成二十一 年四月一日
〇四一五一〇〇九六五	マルベリー工房 仙台市青葉区宮町四 丁目二番一十二号	就労継続支援B型	特定非営利活 動法人桑の木	平成二十一 年四月一日
〇四一五三〇〇四九〇	ばれたた・けやき木 ノ下 仙台市若林区木ノ下 二丁目二番三号	自立訓練（生活訓 練） 就労継続支援B型	社会福祉法人 ゆづりゆづ舎	平成二十一 年四月一日

○宮城県告示第四百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十一年 六月二十一日	石巻市 河 南	午前十時三十分から 午後三時まで	J A いしのまき 河南低温農業倉庫
六月三日	石巻市 河 南	午前十時三十分から 午後三時まで	J A いしのまき 河南低温農業倉庫
六月四日	石巻市 桃 生	午前十時三十分から 午後三時まで	石巻市桃生総合支所
六月五日	石巻市 河 北	午前十時三十分から 午後三時まで	石巻市河北総合支所
六月八日	石巻市 雄 勝	午前十一時から 午後四時まで	石巻市雄勝総合支所
六月九日	石巻市 雄 勝	午前九時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市雄勝総合支所
六月十日	石巻市 北 上	午前十一時から 午後二時三十分まで	石巻市北上総合支所
六月十一日	石巻市 牡 鹿	午前十一時から 午後四時まで	石巻市大原生活センター

○宮城県告示第四百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十一年四月二十日
- 二 商号又は名称等

同	石巻市	網地島	午後三時から 午後四時まで	宮城県漁業協同組合 網地島支所
六月十二日	石巻市	牡 鹿	午前九時から 午後二時まで	牡鹿漁業協同組合 （鮎川浜卸売市場）
六月十五日	石巻市	住吉・稲井中	午前三時三十分から 午後三時まで	宮城県石巻合同庁舎
六月十六日	石巻市	渡 波	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻市渡波公民館
六月十七日	石巻市	渡 波	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻市渡波公民館
六月十八日	石巻市	湊	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻市総合福祉会館 みなと荘
六月十九日	石巻市	湊	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻市総合福祉会館 みなと荘
同	石巻市	田 代	午後一時三十分から 午後三時まで	宮城県漁業協同組合 石巻地区支所田代浜出張所
六月二十二日	石巻市	蛇 田	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻市蛇田公民館
六月二十三日	石巻市	脇巻	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻文化センター
六月二十四日	石巻市	脇巻	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻文化センター
六月二十五日	石巻市	脇巻	午前三時三十分から 午後三時まで	石巻文化センター
六月二十六日	石巻市	脇巻	午後三時から 午後三時三十分まで	石巻文化センター

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
----------------	------------	--------	-----------------------	-------

株式会社小幡組 小幡 康夫	塩竈市藤倉三丁目二、六	般、十八 第三千七百七号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十一年 三月十九日
株式会社木村土木 木村 浩一	東松島市大塩字五台一十三、二	般、特、十八 第七百九十号	一部廃業 特定建設業 建築工事業 一般建設業 大工事業 プロック工事業	平成二十一年 三月三十一日
富士建設株式会社 根田 孝二	巨理郡山元町坂元字西田五十一	般、十八 第二千三百一十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	平成二十一年 三月十六日
関建設株式会社 市弥	仙台市青葉区台原七丁目四、二十	特、十六 第三千四百一十六号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工工事業	平成二十一年 三月十八日
氏家工業株式会社 氏家 誠二郎	黒川郡富谷町富谷字佛所二百十、五	般、十七 第四千七百七十九号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工事業 内装仕上工事業	平成二十一年 三月二十七日
株式会社鎌田建設 鎌田 晴義	仙台市宮城野区田子字権八百六十	特、十七 第八千三百六十一号	一部廃業 特定建設業 建築工事業 大工事業	平成二十一年 三月十九日
株式会社渡辺八 ウズ 渡邊 貞伍	登米市登米町大字日根牛小川向八、六	般、十九 第九千六百二十九号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十一年 三月十九日
株式会社トウホ クバル 佐藤 計	仙台市泉区北中山四丁目三十五、三	特、二十 第一万六千九百二十五号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 三月三十一日
株式会社プロテ ツクイレクト 庄子 幸男	仙台市宮城野区二の森十二、五十三	般、二十 第一万八千二百九十三号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 三月二十四日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 涌谷津山線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の延長 (メートル)	備考
	前 A	後 B		
石巻市桃生町寺崎字一里塚一番三地先から 同市桃生町寺崎字一里塚一番二地先まで	九・〇	一四・〇 一四・〇	一五五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一四・〇 一四・〇	一七九・五	
		一四・〇 一四・〇	一七九・五	

○宮城県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成二十一年三月二十四日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市青葉区一番町二丁目一番十三号

株式会社 セノン東北支社

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェブ保守監視業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 平成二十一年七月一日から平成二十四年六月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

8 平成十五年度以降、接続拠点数が二百箇所以上の国、都道府県及び政令市規模以上の基幹ネットワーク運用保守業務を元請として受託した実績を有していること。

9 ISO/IEC 27001を取得していること。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十一年五月二十七日(水)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画情報システム課ネットワーク管理班(担当 菅原 充 電話〇二二・二二一・二四七五)

2 入札説明書の交付期限
 平成二十一年五月二十七日(水)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十一年六月四日(木)午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年六月五日(金)午後二時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室

五 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Item(s) / Service(s) Required : Inspection and maintenance of Miyagi Hyper Web

2 Duration of Contract : July 1, 2009 to June 30, 2012

3 Place of Delivery : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai and other locations

4 Deadline to Submit Bid : June 4, 2009, 5 p. m.

5 Place and Time of Bid Selection : June 5, 2009, 2 p. m., Miyagi Prefectural Office building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room

6 Contact Person : Mitsuru Sugawara, Network Maintenance Section, Information System

Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 百四十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年四月十三日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社アベキ 仙台市青葉区上杉一丁目六番六号

- 五 落札金額 八百一萬一千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年三月三日

企業局

○宮城県企業局管理規程第八号

企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年四月二十四日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

企業局工事施行規程の一部を改正する管理規程

企業局工事施行規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「を得て、管理者が、を「により」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十一年五月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」といふ。）第二十一条の規定により、平成二十年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十一年四月二十四日

宮城県議会議長 高橋 長 偉

平成20年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による公文書の開示の請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書存在
13	10	3	0	0	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 異議申立ての状況

条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てがあったものは、次のとおりである。
(1) 件数及び処理状況

異議申立て件数	決 定				取 下 げ	審 理 中	そ の 他
	却 下	棄 却	認 容	一部認容			
0	0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件 名	処 理 状 況
	な し	

教育委員会

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 慶 一

○宮城県教育委員会規則第十号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（大学を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十一年四月十六日以降無効とする。

平成二十一年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

記

証票番号

第三号の〇一〇

人事委員会

名取市立ゆりが丘小学校勤務定行俊彰に対する平成十七年八月二十二日付け懲戒処分について、第一回目頭審理を次により行う。

平成二十一年四月二十四日

宮城県人事委員会

一日時

平成二十一年五月十八日 午後一時三十分

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 十八階 一八〇二会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午後一時からとします。

監査委員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人鈴木友隆から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成21年4月24日

宮城県監査委員 畠 山 和 純

宮城県監査委員 袋 遊 佐 勘左衛門 子
宮城県監査委員 工 藤 鏡